

令和6年度 幼保連携型認定こども園 にわさかこども園 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規程に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者の運営主体

法人の名称	社会福祉法人 常照福祉会
法人の所在地	福島県福島市町庭坂字呑塚 28 番地
法人の電話番号・FAX	TEL 024-592-1260 FAX 024-592-1261
代表者氏名	理事長 青柳 智之
設立年月日	平成13年 8月10日

2 特定教育・保育を提供する施設について施設の概要

(1) 施設の所在地等

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	にわさかこども園
所在地	福島県福島市町庭坂字呑塚 28 番地
電話番号・FAX	TEL 024-592-1260 FAX 024-592-1261

(2) 施設の運営の方針

運営の方針	本園は、認定こども園法及び子ども子育て支援法、児童福祉法に基づき、子ども一人一人の発達や学びの連続性を重視し、園児の豊かな生活、豊かな活動のために環境を整え、生きる力の基礎を育む。
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 開園日

	区分	開園曜日
開園日	1号認定	月曜～金曜日
	2号・3号認定	月曜～土曜日

(4) 開園時間・保育時間

開園時間		月曜～土曜日	
		午前 7 時～午後 7 時	
保育時間	区分	月曜～金曜日	土曜日
	保育標準時間	午前 7 時～午後 7 時	午前 7 時～午後 7 時
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
	教育標準時間	午前 8 時 30 分～午後 1 時 30 分	

(5) 利用定員

①支援法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども」という。）

②支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2 号認定子ども」という。）

③支援法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3 号認定子ども」という。）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
1 号認定子ども定員				5 人	5 人	5 人	15 人
2 号認定子ども定員				12 人	18 人	18 人	74 人
3 号認定子ども定員	6 人	10 人	10 人				
	6 人	10 人	10 人	17 人	23 人	23 人	89 人

(6) 延長保育、預かり保育時間

		区分	月曜～土曜日
延長保育 (2・3 号認定)	保育標準時間	午後 6 時～午後 7 時	
	保育短時間	午前 7 時～午前 8 時 30 分	
		午後 4 時 30 分～午後 7 時	

		月曜～金曜日
預かり保育 (1 号認定)	預かり保育	午前 7 時～午前 8 時 30 分
		午後 1 時 30 分～午後 5 時
	春季・夏季・冬季 休暇中	午前 8 時 30 分～午後 1 時 30 分

(7) 閉園日

内容	期間	備考
日曜・祝日		全園児
年末年始	12 月 29 日～1 月 3 日	

教育時間設定除外日	春季休業日（3月21日～4月5日） 夏季休業日（7月20日～8月21日） 冬季休業日（12月24日～1月7日） *年度により日付の変更あり	1号認定
-----------	--------------------------------------------------------------------------------	------

(8) 職員体制

園長・副園長・主幹保育教諭・保育教諭・栄養士・調理員・事務・用務員・
園医（内科・歯科）・園薬剤師

3 提供する特定教育・保育の内容・費用・入園児の書類について

(1) 提供する特定教育・保育の内容について

項目	時間	内容
基本の特定教育・保育	午前7時～	登園開始（保育標準時間）
	午前8時～	0・1・2歳児クラス保育
		3・4・5歳児コーナー保育（自由遊び）
	午前8時30分	登園開始（保育短時間・教育標準時間）
	午前9時	おやつ（0・1・2歳児）
	午前10時	3・4・5歳児クラス別教育・保育開始
	午前11時～	0・1・2歳児 給食
	午前11時30分～	3・4・5歳児 給食
	午前12時30分	0・1・2歳児 午睡
	午後1時30分	3・4・5歳児クラス別教育・保育終了
		お迎え（1号認定）
	午後3時	おやつ
	午後4時30分	お迎え（保育短時間）
午後6時	お迎え（保育標準時間）	

延長保育・預かり保育	午後1時30分～	預かり保育開始（1号認定）
	午後3時	おやつ
	午後5時	お迎え
	午後6時～	延長保育開始
	午後7時	お迎え（最終）

外部講師等教育保育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学研まなびの時間（5歳児） ・ジャズダンス（4歳児・5歳児） ・英会話（3歳児・4歳児・5歳児）
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主な年間行事	4月	入園式・進級式
	5月	内科健診
	6月	歯科検診・保育参観ウィーク
	9月	運動会
	10月	遠足（3・4・5歳児）・保育参観ウィーク
	11月	内科健診
	12月	生活発表会・クリスマス会
	1月	歯科検診・保育参観ウィーク
	2月	豆まき
	3月	ひなまつり・卒園式

(2) 保育料等について

保育料等	金額	備考
保育料	福島市が定めた額	市町村民税をもとに福島市が決定します
主食代	1,100円	月額
副食費（1号認定）	3,300円	月額
副食費（2号認定）	5,500円	月額
教育費（カリキュラム代）	1,360円	月額/5歳児
	560円	月額/4歳児
	310円	月額/3歳児
延長保育 標準時間	100円	30分
延長保育 短時間	100円	30分
預かり保育（1号認定）	100円	30分
	10,000円	月申込
	1,000円	1日/春季・夏季・冬季休暇中

その他

教材 絵本代	500円程度	月額/5・4・3歳児クラス
センサーマットアプリ接続料	2,400円	年額/0歳児クラス

- ① 保育料・主食代・副食費・教育費・預かり保育は、毎月27日（金融機関休業日の場合は、その翌営業日）に口座振替を行います。引き落とし不能の場合は、保護者の手数料負担で園に振込していただきます。

② 保育料について、市町村民税の賦課決定時期が6月頃となることから、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

★4月～8月分の保育料 前年度の市町村民税で算定

★9月～3月分の保育料 今年度の市町村民税で算定

③ その他

教材 絵本代は5月（4月～9月分）・10月（10月～3月分）に口座振替

センサーマットアプリ接続料（0歳児）は4月に口座振替

預り保育利用料、延長保育利用料は、利用月の翌月に口座振替

④ 使用済おむつは園で処分します。（保護者の処分料の負担はありません。）

(4) 入園・進級時の提出書類

入園・進級時には、以下の書類を提出していただきます。

① こども園利用契約書

② 家庭状況・健康状況

③ 園児緊急連絡票

④ 預金口座振替依頼書

⑤ その他、園が必要とする書類

4 秘密の保持並びに個人情報保護方針

秘密の保持及び個人情報の管理	○本園では、保護者から提出された書類に記された氏名・住所・電話番号・生年月日等、個人が特定・識別できる情報、職務遂行上知り得た秘密等につきましては、「個人情報の保護に関する法律」や「児童福祉法」等、関連する法令（以下「法令」という）を遵守し、その利用目的を明確にして厳重に管理します。 ○個人情報は適切な手段により収集し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱いはいたしません。利用目的を変更した時はお知らせします。
個人情報の利用目的	○入園手続き時および在園中に本園所定の手続きにおいて収集する個人情報の利用目的は、以下のとおりです。 (1) 入園に関する業務 (2) 保護者との連絡に関する業務 (3) 園児の保育に関する業務 (4) 園児の記録管理に関する業務 (5) 園児の健康状態把握に関する業務 (6) 卒園児の確認に関する業務

個人情報の提供	○本園では、上記業務の一部（健康診断等）を業者に委託することがあります。業務委託につきましては、法令の規定に基づき、業務委託に必要な情報の全部または一部を提供いたします。
個人情報の開示	○本園では、個人情報は原則として第三者には開示しませんが、法令に基づく開示業務を行う場合や園児・保護者の生命・身体・財産その他の権利・利益を保護するために必要であると判断できる場合、および、緊急の必要があり、かつ個別の承諾を得ることができない場合には、情報を開示する場合があります。

5 相談窓口について

(1) 園内での窓口

相談・苦情等の受付	受付担当者	事務 齋藤 明美
	責任者	園長 青柳 裕美子
第三者委員会	武井 華子/吉川 千恵	

6 緊急時の対応について

教育・保育中に園児の状況に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

7 事故発生時の対応及び賠償について

教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市・保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、教育・保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	園の施設管理・業務遂行・提供した飲食物等に起因する事故により、園児や第三者の身体に障害を与えた場合や、財物をき損した場合に、園が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う制度です。

8 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

第一次避難場所	園庭
第二次避難場所	第一駐車場
第三次避難場所	庭坂小学校

9 特定教育・保育の記録について

- (1) 特定教育・保育の実施ごとに、実施日・内容等を記録し保管するとともに、日々の連絡帳等で保護者へお伝えすることで確認を受けることとします。
- (2) 記録は、卒（退）園後、5年間保存します。